

一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の職員及び育児休業から復職した職員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員への調査、検討開始
- 令和5年 10月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和6年 1月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和6年 4月～ 制度導入、院内報などによる社員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間13日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年 7月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 1回行う
- 令和5年 10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和6年 1月～ 院内報などでキャンペーンを行う